

掛川市告示第10号

河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に係る河川区域の変更により
廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告
示する。

その関係図面は、平成28年2月5日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

掛川市長 松 井 三 郎

1 河川の名称

準用河川太田川水系真砂川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成28年2月5日

3 廃川敷地等の位置

静岡県掛川市倉真字横道7781番の1地先

静岡県掛川市倉真字横道7782番の1地先

静岡県掛川市倉真字横道7784番の1地先

静岡県掛川市倉真字横道7785番の5地先

静岡県掛川市倉真字横道7785番の8地先

静岡県掛川市倉真字横道7786番の2地先

静岡県掛川市倉真字横道7786番の7地先

静岡県掛川市倉真字横道7786番の5地先

静岡県掛川市倉真字大楠7789番の10地先

静岡県掛川市倉真字大楠7789番の14地先

静岡県掛川市倉真字大楠7789番の5地先

静岡県掛川市倉真字大楠7818番地先

静岡県掛川市倉真字大楠7819番地先

静岡県掛川市倉真字大楠7832番の1地先

静岡県掛川市倉真字大楠7833番地先

静岡県掛川市倉真字大楠7834番地先

静岡県掛川市倉真字大楠7835番の3地先

静岡県掛川市倉真字大楠7841番の2地先

静岡県掛川市倉真字大楠7840番の2地先

静岡県掛川市倉真字大楠7842番の1地先

静岡県掛川市倉真字大楠7844番の1地先

静岡県掛川市倉真字大楠7844番の2地先

静岡県掛川市倉真字大楠7844番の3地先

静岡県掛川市倉真字駄切7845番の2地先

静岡県掛川市倉真字駄切7850番の1地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 4,874.98㎡